## (参考)景観のエリア

環境的に同質な土地利用のまとまりを「景観のエリア」とし、まち並みや周辺環境に調和した建築物、公共施設の景観誘導などにより、地域の特性に応じた秩序や品格が感じられる 景観形成を図ります。

## 図表 景観のエリア

	名 称	対 象
<ul><li>(1)自然・田園</li><li>エリア</li></ul>		<ul><li>●市街化調整区域(河川、農地、斜面緑地、集落等)</li></ul>
(	2) 市街地エリア	●市街化区域
	商業地	駅周辺商業地:鉄道駅周辺の商業地域(志津駅のみ近隣商業地域)
		近隣商業地:新町地区の商業地域、近隣商業地域(沿道商業地を除く)
		沿道商業地:道路軸の沿道25mにある第一・二種住居地域、準工業地域の一部、近隣商業地域(駅周辺商業地を除く)
	一般住宅地	沿道商業地及び計画住宅地以外の住居系用途地域、準工業地域の一部
	計画住宅地	宅地開発事業 (5 ha 以上) 又は土地区画整理事業等により開発された地域
	工業地	工業専用地域(第一・第二・第三工業団地)、工業地域(熊野堂工業団地) 地) ちばリサーチパーク、第二工業団地に隣接した準工業地域の一部

